

# 不動産取得税申告書の記入方法

※ この申告書は、特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅もしくは耐震基準不適合既存住宅で耐震改修等一定の要件を満たすもの及びその土地に対する不動産取得税の軽減措置を受けようとするときに、物件の所在地を管轄する県税事務所長に宛てて提出してください。

- 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅もしくは耐震基準不適合既存住宅で耐震改修等一定の要件を満たすものとは
- 住宅とその土地に対する不動産取得税の軽減措置とは
- 管轄の県税事務所は
- 内容について分からないときは



福岡県のホームページもしくは  
納税通知書に同封したチラシ  
をご覧ください。



管轄の県税事務所にお尋ねください。

第77号の2様式(第43条の2関係)

## 住 宅 控 除 用

平日の昼間(9:00~17:00)  
に応対可能な番号を記入  
してください。

- 注  
1 該当の文字を  
○で囲んでくだ  
さい。  
2 ※欄は、該当  
の方に限り記入  
してください。

受付印

令和3年3月16日

福岡県

久留米県税事務所長殿

住 所	福岡市博多区東公園7番7	
フリガナ	フクオカ タロウ	
氏 名 (名 称)	福岡 太郎	
電話	092-643-3070	
個人番号又 は法人番号 (右詰で記載)	△ △ △ △ × × × ×	

押印は不要です。  
共有者がいる場合は、全員の  
住所、氏名(名称)、電話番号、  
個人番号又は法人番号を記入  
してください。余白に入らない場  
合は、複数枚の申告書を準備し  
記載してください。

マイナンバー(個人)又は  
法人番号(法人)を記入  
してください。  
マイナンバーは、右詰で  
記載してください。

## 不動産取得税申告書

家屋の場合も土地の場合  
も、登記事項証明書もしくは  
固定資産税納税通知書の  
内容を参考にしてください。

取得した不動産	家 屋	土 地
---------	-----	-----

所 在 地 家屋: 久留米市合川町1642-1 土地: 同1642-1ほか〇筆

家 屋 の 場 合		土 地 の 場 合	
-----------	--	-----------	--

取 得 年 月 日	令和3年 3月 5日		取 得 年 月 日	令和3年 3月 5日	
-----------	------------	--	-----------	------------	--

取 得 原 因	新築 増築 改築 (売買) 贈与 交換 その他( )		取 得 原 因	売買 贈与 交換 埋立 その他( )	
---------	-------------------------------	--	---------	-----------------------	--

構 造	木造(軽量鉄骨造) 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他( )		地 目	宅 地 田 畑 山 林 雜種地 原 野 その他( )	
-----	---	--	-----	----------------------------------	--

用 途	専用住宅 併用住宅 事務所 店舗 工場 倉庫 その他( )		地 積	148.54m <sup>2</sup>	
-----	-------------------------------------	--	-----	----------------------	--

床 面 積	建床面積 80.32m <sup>2</sup> (地上2階) 延床面積 160.64m <sup>2</sup> (地下1階)		地 積	148.54m <sup>2</sup>	
-------	---	--	-----	----------------------	--

既存部分延床面積	m <sup>2</sup>		地 積	148.54m <sup>2</sup>	
----------	----------------	--	-----	----------------------	--

登 記	令和3年 3月 5日 受付番号 第 27954号		地 積	148.54m <sup>2</sup>	
-----	-----------------------------	--	-----	----------------------	--

住宅に対する軽減措置  
を受ける戸数を記入して  
ください。

※県税条例第20条の30第1項、第3項(住宅の課税標準の特例)の適用を受け  
るため、上記のとおり申告します。  
戸数 1 (戸)

物件が複数ある時は、  
「ほか〇〇筆」と省略して  
ください。

住宅とその土地に対する軽減措置を受けるには、申告書と同時に資料を提出する  
必要があります。詳しくは「軽減申請提出書類一覧表」をご覧ください。

また、土地の不動産取得税の軽減措置  
を受ける場合は、「減額申告書(還付申請  
書)」を同時に提出してください。